

「京都盲啞院関係資料」重要文化財指定(決定)について

京都府立盲学校と京都府立聾学校が所蔵する「京都盲啞院関係資料」については、今春の平成30年3月9日に、文化庁文化審議委員会から国の重要文化財指定答申を受けたところですが、この度の官報告示(平成30年10月31日)により、総数三千点の歴史資料が正式に重要文化財の指定を受けました。

官報の概要は次のとおりです。

平成30年10月31日 官報(号外第239号)
文部科学省告示第二百八号
文化財保護法第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。
文部科学大臣 柴山 昌彦 平成三十年十月三十一日
(絵画の部)・(彫刻の部) 省略
(歴史資料の部) 中略
<名称及び員数> 京都盲啞院関係資料
一 文書・記録類 千百五十三点
一 教材・教具類 百九十三点
一 典籍・教科書類 千二百五十三点
一 凸字・点字資料 二百二十一点
一 生徒作品 八十四点
一 書跡・器物類 六十四点
一 写真・映画フィルム 三十二点
<所有者> 京都府(京都府立盲学校・京都府立聾学校)
<所有者の住所> 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

以上が官報の記載内容です。

現在、文化財保護課の指導を受けながら、重要文化財の指定ラベル貼りの作業に順次取りかかっているところですが、今後とも、こうした貴重な重要文化財の適切な保存・管理に努めますとともに、活用に向けての取組についても積極的に検討を進めたいと考えております。引き続き、御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月20日

京都府立盲学校
校長 中江 祐
京都府立聾学校
校長 酒井 弘